



2026年4月3日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ワ ー ル ド
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 鈴 木 信 輝
(コード番号：3612 東証プライム)
問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員 中 林 恵 一
(TEL：03-6887-1300)

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026年4月3日開催の取締役会において、下記のとおり、当社の従業員に対してワールドグループ従業員持株会（以下「本持株会」という。）を通じて譲渡制限付株式を付与する従業員向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、本日公表した中期経営計画「VISION-W」の達成に向けて、執行を担う経営陣と幹部層が一体となって取り組む体制を強化するために導入するものです。当社グループの部長相当以上の従業員を対象として、本持株会を通じて、当社が発行または処分する当社普通株式を譲渡制限付株式として取得させる機会を提供いたします。本制度の導入により、その対象となる幹部従業員の資産形成を支援するとともに、業績目標の達成に対するコミットメントをより強固なものとする事で、株主の皆様との一層の価値共有（アラインメント）を図ることを目的としております。

2. 本制度の概要

本制度は、本持株会に加入する当社グループの従業員のうち、部長相当以上の者を適用対象とし本制度に同意する者（以下「対象従業員」という。）を適用対象といたします。当社は対象従業員に対して、譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として、金銭債権（以下「本特別奨励金」という。）を支給します。対象従業員が本特別奨励金を本持株会に対して拠出し、本持株会が対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、対象従業員は本持株会を通じて譲渡制限付株式としての当社の普通株式の発行または処分を受けることになります。

なお、本制度では、野村證券株式会社が提供する「従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度」（持株会RS）を利用する予定です。現時点において、本制度に基づき本持株会に対する新株式の発行又は自己株式の処分に関して、払込金額の総額として合理的に見込まれる額は最大70百万円となります。今後、具体的な内容が決定いたしましたら、速やかにお知らせいたします。

以 上